

郵送による書類の送付先が変わります

インボイス登録センターの移転に伴う送付先の変更について

- ◆ 令和6年7月に、福岡国税局インボイス登録センターの設置場所を移転することとしており、インボイス制度に関する書類を**郵送により提出される場合**は送付先が変更となりますのでご注意ください。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ①e-Tax（データ）で提出する場合 | ▷▷ 所轄税務署へ（従来どおり） |
| ②窓口で提出する場合 | ▷▷ 所轄税務署へ（従来どおり） |
| ③ 郵送で提出する場合 | ▷▷ 下記の郵送先へ |

福岡国税局インボイス登録センター

令和6年7月1日(月)以降の申請書等の送付先

名称	所在地	管轄地
福岡国税局 インボイス登録 センター	〒810-8659 福岡市中央区天神4丁目8番28号	福岡県 佐賀県 長崎県
		
福岡国税局 インボイス登録 センター	〒812-8547 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	福岡県 佐賀県 長崎県

NEW!!

ご留意いただきたい事項

- ◆ インボイス登録センターには受付窓口がありませんので、書面の申請書等を直接持ち込む事はできません。
- ◆ インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する申請書等の入力や電話照会等の事務について集約処理を行っていますが、移転後も実施事務に特段の変更はありません。
- ◆ インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する一般的な相談等は受け付けておりませんので、一般的な電話相談については、インボイスコールセンターをご利用ください。



インボイス登録センターでの受付書類

- ◆ インボイス登録センターでは、以下のインボイス制度に関する書類を受け付けております。
- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書
- ・ 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書
- ・ 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の死亡届出書
- ・ 任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書
- ・ 任意組合等の清算が終了した旨の届出書



登録申請手続等は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます。
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です。

申請手続



○ インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご相談は、インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】

0120-205-553（無料）

【受付時間】

9:00 ～ 17:00

（土日祝除く）

○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

インボイス制度
特設サイトへ

